

## 農本主義と農業経営

斎藤之男

### 一、本稿の主題

戦前（第二次大戦前）は絶えず日本における農業の存在意義が強調され続けてきた。その主張を思想的側面から捉えれば農本主義であった。農本主義は農業の指導理念であり、また農業生産者の営農・生活の理念であった。戦後は農本主義はかつての光栄の座から引きずりおろされ、前近代的な、否定されるべきもの、再現してはならない呪われた過去の思想として、厳しく弾劾された。それ程までにこの思想は強い力を持っていたといえる。しかしこの事情は同時に日本農業における理念の喪失でもあった。しかも戦後数十年を経た現在、かつての農本主義

に替わるべき農業の理念は形成されていない。<sup>(2)</sup> 戰後の変動する国民経済の変貌のなかで農業部門の比重の低下を背景に漸く農業の理念を求める動向が表面化してきたのは近時のことである。

戦後の農本主義に関する諸研究は論争の形態をとつて昭和三年頃から始まった。この時点は「最早戦後ではない」（昭和三一年「經濟白書」）と言われてから數年を経たに過ぎず、やがて高度成長経済を迎える時に当たる。農地改革は終結し、それは年一年過去のものとなりつつあった。しかし研究に終結はない。農地改革は戦前の寄生地主制を打破したとしても、小農経営を改革することはなかつた。ではあの地主制の思想的支柱となり、小農経営に適合する思想とされる農本思想についていかに考えるべきか。これが戦後の農本主義研究の基本的な問題意識であるといえる。換言すれば、農本主義の検討を通じて、思想的側面から戦後の意味を問うことである。思想的な継受の関連において戦後とはいかなるものなのか。

ところでこれらの研究には二つの系列がある。第一の系列は、農本主義を絶対主義天皇制・半封建的地主制を支え擁護するところの、権力側から農民に対し鼓吹された思想とみる。すなわち「農本理念は天皇制イデオロギーの体系」の一つであり、「天皇制國家と結びついた日本独自の思想」で、その本質は天皇制権力側の農民統合のイデオロギー的手段たることにある。日本

の農本主義を政治的状況・政治的機能に注目して解明するのが農本主義論の正道である。農本主義は農業の歴史的進化を阻止し逆転する方向において農を重んずる。戦後にはその思想はないうーと説く。<sup>(3)</sup> 第二の系列は、第一の系列にみられる「権力的把握のみに終始する截断法」という從来の農本主義研究の「定型」を破り、農本主義を農政思想・教化イデオロギーとしてではなく、先ず思想として内在的に捉えようとする。かくて農本思想を伝統的発想法と関連づけることによって——従つて戦後に農本主義的思想は存続すると考える——、その形成・構造・特質を解明し、その積極面を認める。<sup>(4)</sup> 第一の系列が農本主義と伝統的発想法を峻別し、その積極面を否定するとの対蹠的である。筆者は農本主義研究の視角としては第二の系列に賛同したい。次の理由からである。農本主義は農業・農村の危機において一段と声高く叫ばれてきた。昔日ならば現在のごとき農業事情の下にあっては農本思想が高唱されるであろうことは疑いない。しかし今はその声は殆どないという現象は確かにいわゆる「農本主義」が過去の思想であったことの証左となる。しかしだからといって農本主義を一蹴してしまうことはできない。この思想が蔓延し蟠據していた時代と現在の諸事情は勿論異なるが、この客観的諸条件に対応して思想・思考する主体はたやすく変貌しうるであろうか、思想とはそれほどたやすく転換・創出で

きるものなのであろうか。過去の農本主義にとって替わる農業の理念を容易に見出しえないのである現在の事態は、この設問への一つの回答となつてゐる。かつての農本主義思想を克服する道は、それを反省・分析してみるとことから發足する以外にはない。一般的にいって現在の思想あるいは思想条件を考察し新しい思想を模索するためには過去の思想の分析は有力な手掛りとなる。農本主義が農政思想・教化イデオロギーとなりえたのは、この思想が大衆（被治者）の自然発生的な感覚→意識を内在していたからであり、権力側の思想と被治者の思想の両者に何らかの連係がなければ農政思想としての機能は發揮できないはずである。それ故農本主義研究の基本的課題は、その思想的根柢（原思想といつてもよい）を問い合わせ、その思想を自覺的に捉えることにある。以上の理由によつて本稿は第二の系列の研究方向をとる立場に立つて、過去において現われた一人の農本主義者をとりあげたのである。

本稿の主題は橘孝三郎『家族的独立小農法』（昭和九年四月刊、昭和六年以前就筆と推定）の考察である。橘（一八九三—一九七四）は一高を中退して（大正四年）、郷里茨城県東茨城郡常盤村（現在の水戸市新原）で開墾に従事した（約三町歩）。やがて大正六年頃からこの經營に漸次兄妹・義弟が加わり經營面積も拡大して七町歩となり、大正末には「兄弟村農場」と称さ

れるようになった。六家族による農場運営は橘の思想である土への還帰と理想部落の実現を目指している。更にその思想の普及を計り、農民の覚醒（特に農村青年の啓蒙）・相互の団結・「純粹經濟組合主義」を標榜する「愛郷会」を結成（昭和四年一月）、次いで農村独自の教育による人物養成機關として「自営的勤労学校愛郷塾」を開設した。昭和七年には五・一五事件に参画、戦後は天皇制研究に専念していた。彼はその主張を多くの著述・論文をもって公にしているが、本書は兄弟村農場・愛郷会・愛郷塾の体験を背景にして著わされた、彼の構想していする「家族的独立小農」の内容を示す一種の経営設計である。

橘の思想は、これまで多くの論者によつて超國家主義思想の一つとして大観的に位置づけられてきたが、最近そのような思想把握に対する批判を含みながら、彼の個人史をとりあげ、

ないものである。小論はこれまでの研究の空隙をできうべくんば埋めようとするささやかな検討である。

注(1) 本稿では農本主義・農本思想・農本主義思想の用語を敢て区別せずに用いる。

(2) 戦後日本農政史刊行室『戦後日本農政史資料総覽』、四〇六、五四六頁、および小倉武一「農本主義について—農政の課題と方向」（『農業構造問題研究』No.3、昭和四一年三月）、『農業の基本的理念について』（『前同誌』、昭和四六年三月）、「ある農政の遍歴」（昭和四二年）、『新しい農業の理念』（昭和四六年）参照。

(3) 桜井武雄「昭和の農本主義」（『思想』四〇七号、一九五八年五月所収）、山崎春成「農本主義論の問題点」（『経済学雑誌』第四三卷第五号、大阪市立大学、昭和三五年一月）等参照。

(4) 安達生恒「農本主義論の再検討」（『思想』四二三号、一九五九年九月）等参照。

(5) 「畠地単耕合理的の綜合農法、家族的独立小農基本案」・「理想部落建設案」・「農村に最も適切有利なる副業」の標題による。B6判二三九頁。

(6) 著作目録は松沢哲成「橘孝三郎—日本ファシズム原始回帰論派」、三三五～三三九頁参照。本稿では「農村学 前篇」（昭和六年三月）、「日本愛國革新本義」（七年五月、以下『本義』と略記）、「農業本質論」（七

年七月、以下『本質』と略記)、『皇道國家農本建国論』(一〇年五月、以下『建国』と略記)を主として援用し、本文では必要あるときに限り出所を略記で示す。

(7) 日本ファシズムの思想において「農本主義思想が非常に優位を占めている」、橋の思想は「北一輝型と権藤成卿型との折衷」であり、「日本ファシショの標準型」である(丸山真男「日本ファシズムの思想と運動」

『現代政治の思想と行動』四四、四九、五〇頁)。急進ファシショの中の一類型をなしている」(藤田省三

「天皇制とファシズム」「現代思想V反動的思想」所収、一五八頁)。「ファシスト的農本主義者」(金原・隅谷・升味「下部指導者の『思想』と政治的役割」「近代日本思想史講座」V所収、一七頁)。「農本主義」という限定詞を付けられる超国家主義」(橋川文三「昭和超国家主義の諸相」「近代日本政治思想の諸相」二三三頁)。これに対し松沢『橘孝三郎』は「思想をあまりに表面的・類型的に捉えている」丸山氏の規定に反発し、ファシズム思想と革命思想とする視点に立つ(同書あとがき参照)。そして「橋は大正から昭和期の

現実に対して自律的・主体的に対決し、これに懸命にぶつかることによって自らの生き方を見出し思想を鍛え形成していったという言わば自明の前提」を研究の基調とする(松沢『昭和維新』の思想と行動——橋

孝三郎の場合』『社会科学研究』第一九卷第三号、昭和四年一月、序二頁)。また網沢満昭「農本主義と人間の探究——橘孝三郎の思想形成」(『現代の眼』、一九七一・一〇)は「現実と観念に独自のかかわり方をしていった」「変革の思想家」「活動家」と評価する。なお同氏『日本の農本主義』参照。

## II、「基本経営」の構造

### (一) 「経済要素」の概要と「経済原則」

「家族的独立小農經營」、より正確に言えば「基本的独立小農經營型」(以下基本經營と略記)は次の「経済要素」を持つている。

- A、家族人員 六名(主人、主婦、老人一、子供三)
- B、耕地面積 畑地一町六反歩
- C、作付作物 陸稻・大麦・小麦等
- D、家畜 乳牛三、肉牛(兼役用)一、豚五(種豚)、堯却豚四、鶏五〇

この經營の「經濟原則」は次のとく規定される。「自己の労力を賃労化することなしに、また賃労化されたる他の労力を購入することなしに、家族的に独立經營し、農家生活の第一生活必需品の大部分と、第一生産手段の大部分とを自家生産し、

それを基礎として能ふ限り多くの市場生産をあげんとするに能ふ限り経済的に合理的ならしめんとするを以てこの農家経営の原則となす」。

具体的な「経済計画」としては、主食物は「殆んど全部これを自家生産によつて得」、肥料は磷酸質以外の購入を極力制限して堆肥を用い、商品生産物は専ら「畜産品として価値向上を経た農産物」を当てる。こうして右の経営原則・経済計画に基づき合理的に遂行される家族的独立小農経営が基本経営である。

以下各経済要素について敷延し、また注解しておく。

A 家族員について。この經營では家族員とはすなわち労働力である。男子労働力一人前に対し、女子はその一〇分の七、老人、子供は一〇分の三に相当するものと見做し、このような、量としては二人前の労働力を保有し、さらに役畜一頭を加えて、これらが、「家族的に渾一体の中に質的にも時間的にも組織結合されて以てさきの経済原則に従ひ、さきの経済計画を遂行するに足るもの」を以て、農家経営に於ける家族的労働単位とする。注意すべきは労働力が二人前あればよいという單に量の面のみを考えているのではない。「この家族の労力要素の内容は男一人、女一人の要素に還元し得るゝが如き性質のものと解」されるべきで、労働の質（例えは家畜飼育における婦人労働の適合）・労働の配置＝配分を考慮し、家族構成を前提にし

て要求される労働力が「家族的労働単位」なのである。

B 耕地面積について。耕地は長辺に並行して中央に五尺幅の車道を通ずる六〇間×八〇間の長方形であり、長辺を各一〇間に区切つて一反歩の畠地一六区画を配す。このうち最端に位置する一反歩区画のうち五畠を宅地・作業場・畜舎の敷地に充て、他の五畠を自家用蔬菜園兼花卉園とし、さらにこの区画に接続して桑畠一町五畠をとる。かくて二反五畠は周年不易で、残り一町三反五畠に各作物の「輪作」を行なう。

圃場は正形であり宅地に接続し、また車道が中央を貫通するなど、環周条件整備の周到さを窺わせる。しかし、この配慮は主として輪作（各作物の作付面積・交替）の厳密を確保して經營の単純再生産を支障なからしめるためであつて、これによつて労働生産力の向上を特に意図しているのではない。

經營規模＝耕地面積は「農繁期において必要とせる労力全部が家族単位一にて充し得る界限を以て限度とする。すなわち、「農業經營の成否を決定する一大要點はその重大期たる農繁を如何にして巧に切りぬけるかにあつたのでそのため農家はその農繁危機を脱せんがために、その農繁期に於ける全作物の全労力吸収度を労力の自己搾取の極限において適合せしめ得るのに成功せねばならないのである」、「一般に『農業經營の耕地面積はその各作物の労力吸収度によつて決定さる』という原

則を認めなくてはならんのである』、「がやうにして作物の労力吸収度に従ひ自己の独立せる労力の範囲に於て耕作し得る自然的な耕作面積を称して『農地の自然的大さ』と称してゐる。ある國の風土に支配されたる、そして一定度に發達したる技術的進歩の状態によりこの『農地の自然的大さ』はほぼ一定の大さに置かれてゐるのを見る。そして日本に於ける独立小農の耕作し得る『農地の自然的大さ』は最も一般的な水田主穀農業に於て一町二反、内訳水田六反、畑六反と云ふ所に在るものと見られる』(『農村学』)。

茨城県の農業經營規模別構成をみる。昭和期に入ると総戸数は漸増し、五反未満、五反~一町も漸増するが、昭和八~一〇年にそれぞれ減少傾向に転じ二町以上は減少していく。このなかで一~二町は依然として増加、特に一〇年に増加する。いずれの年次にも総戸数の圧倒的割合は二町以下(約八〇%)であるが、一~二町は最も多く三〇%前後を占める。農民層分解の

全國的傾向である小農標準化傾向は茨城県にもみられる。ところで県内を地帯別にみるとこの動向はやや模様を変える。すなわち昭和一年と七年の対比では、北部畑作地帯(東茨城・西茨城・那珂・久慈・多賀郡)は一町未満が増加し、一~二町は停滞あるいは減少するが、南部米作地帯(鹿島・行方・稻敷・北相馬)・西部畑作地帯(真壁・結城・猿島・筑波・新治)では逆に一

町未満は減少、一~二町は増加する。構成比でも相対的に北部地帯に五反未満の零細農が堆積し一~二町の比率は低い。基本經營の規模は全国および県の傾向のなかでは標準化されていく階層に属し、零細農が相対的に多い県内の地帯としては、これら過小農を標準化層に引き上げるものである。更に細くみると、東茨城郡は北部畑作地帯の一郡ではあるが、階層構成比の様子は同地帯の他の郡および他の二地帯とも少しく異なる。昭和一年の同郡の比率値は他と比べて一町未満は少なく一~二町は特に多くなく二町以上は相対的に多い。より均等に階層が分布しているのである。そして、その後の動向は他の地帯・郡と比べた比率では、一町未満が多くなり、二町以上は少くなり、一~二町の比率増加は少ない。つまり經營規模標準化の收斂度は弱い。ここに注目すれば基本經營の設定は東茨城郡の小農標準化の進展を促すものとなる。

C 作付作物について。作物は食料および飼料の自給に充てる。「食糧品計画」では、主食穀類(玄米・精麦・小麦)・副食穀類(もち米・みそ原料・醤油原料)・そさい・くだもの・茶、さらに作付けには直接関連はないが畜産品(牛乳・鶏卵)を、「飼料自給計画」では大豆粕・ふすま・大根・米糠・麦糠・燕麦・とうもろこし・馬鈴薯等の年間消費量を、それぞれ精密に計量して作付作物種類とその反別を策定している。その結果は

陸稻四〇（粳三五、糯五）、大麦五五、小麦四〇、燕麦三〇、とうもろこし七〇、じやがいも一〇、大根二〇、そさい一〇、桑園一五、計三〇五（上記の面積は単位畝）。

この作付事情を東茨城郡のそれと比較すると——基本經營の

方が作付率は高い（一九〇%対一五〇%）。作物では、基本經營の

営業では、陸稻の比重は低く、また粳米を多く作り、大麦が小麦より多く裸麦は作らない。郡・県で殆ど作付けしない燕麦の割合がこの經營では大きい。穀作では陸稻よりも麦類に力を入れているといえる。小豆は栽培しない。どうもろこしの比重が著しく高いことも目に着く。またじやがいも・大根も多いが、郡でみられる甘藷は作らない。飼料作物への強い留意が窺える。桑園は少なく煙草は作らない。多くの工芸作物の作付けを避けている。全体的にみて、自給食料および飼料作物の充実を基調とし、商品生産に積極的でない——否、むしろ商品化を避けるのが基本經營である。

一四区画のそれぞれにおける「作付組織」（作付順序の意味）を整理すると八型に纏まる。これをさらに抽出すれば基本型として次の作付順序が指摘できる。

大麦—とうもろこし—休閑—ばれいしょ—大根—小麦—陸稻  
大麦

一年三作・三年輪作であり休閑が入る。年間の両端に穀類を

置き、その間に（時期は六～八月）陸稻・大根・とうもろこし・大豆が入り、休閑の前作物は常にとうもろこしであり後作物はばれいしょまたは小麦となる。畜牛飼料として牧草は作らない。飼料は前記作物の外に生草を給す。

陸稻は耕土の深いことを要し、また乾燥しすぎる土地には適さない。このように土地を選ぶので好適地は冬期休閑して連作することも少なくないのである。またその栽培は労働配分に影響すること大である。陸稻を麦類の間にまくのは県下の慣行栽培法である。<sup>(1)</sup> 大麦は基本型に含まれる陸稻—大麦—とうもろこしの外に、どうもろこし—大麦—とうもろこし、陸稻—大麦—大豆がある。県東北部地方の慣行にくらべ単純化している。畑作小麦は一般には「前後作物ハ陸稻及大豆ヲ普通」とするが、基本經營では前作に大豆でなく大根・とうもろこしがあり、後作は必ず陸稻である。どうもろこしは前作物に大麦の外に燕麦、後作に休閑の外に大麦・燕麦がくる。休閑はどうもろこしと必ず結びついているが、これは県下の一般事情ではない。大豆の前後作は必ず大麦である。これも県下一円と異なる。<sup>(15)</sup>

基本經營では慣行的な輪作（作付順序）を自己の經營の作物種類およびその作付配分事情に基づいて修正している。勿論そこには労働の經營全体からみた均衡の配慮がある。

D 家畜について。基本經營は、役牛を有つ役畜經營という

点においても、また家畜の生産物および生体を販売する用畜經營である点においても、有畜酪農經營である。この經營部面を橘は「小農經營を基礎として畜牛、養豚、養鶏の三者を合理的に組合せたる綜合畜産」と表現する。いま家畜飼養の農業生産に対する意義の論述を要約整序すれば左の如く読みとれる。

### I 堆肥源としての家畜肥料

(1) 安価・確実・多量な肥料の獲得——「申すまでもなく如何にして優良なる肥料を安価に確実に多量に得るかといふことは農業經營の死活を握つてゐる最大条件の一であります。而も之を最も有利に解決して、農家を死地より救ひ得る所の肥料中の肥料は之を家畜より仰ぐ以外に決してよりよき方法はいまだ發見されてはゐらんのであります」。

### (2) 地力の保全・培養——「家畜の飼料であります、申すまでもなく、これはぜひ其土から生れたものを以てしなくてはなりません」「實に畜産と農業經營の関係は社会的經濟が然不可分にしてゐるのではありません、それは正に天の理法が然らしむるのであります。即ち天地大自然の恩恵のある所を農民が開拓致しまして之を社会に提供いたしますとき、その天地自然の力を掠奪し去ることなしに、永遠にその循環の妙を伝へて以て調和あらしめんがために、地力を消耗することなからんと欲するならば、人畜及家畜等の排泄物をまた大地に返還しなく

てはならなかつたのであります」。

**II 畜力利用（耕起・中耕・除草・運搬等における役用牛の使役）**

### III 飼料作物栽培

(1) 畜用作物は「用途上及性質上綿密周到なる管理栽培を必要としない……俗にいふ『手間がはぶける』」。

(2) 肥培には「限りある労力を平均に各時期に配分し得るの便最も大なるものがある……この点将来の農業經營を合理化する場合最も重要視せねばならん所のものである」。また「畜用作物は畜力を利用し得ること最も大にして殆んど畜力によつて耕作し得る。されば蔬菜や陸稻の如く、婦人をして綿密なる除草の労を強ふる必要は起ら」ない。

### (3) 「作物の性質上天災、病虫害等の災害に会ふ率最も少ない」。

(4) 家畜飼料は支出を要せぬ。「農家の本業たる作物栽培の収穫を以て、他に輸出することなしに、直ちに自己の愛畜に給与し得るが故に、その労力、資金、等の経済は勿論、品質の点に到つては絶対的な立場を有してゐるものであります」。

### IV 經営内分業

以上の如き飼料作物の性質、特に除草労働の軽減は、「婦人をして出来得る限り畜産と家事の仕事に従事せしめ、夫は役畜

第1表 反当収量

	基本経営	吉田村	A 経営	県最高値
陸 稲(石)	1.5	1.15~0.85 (0.99)	2.2	1.209
大 麦(升)	3.0	1.85~1.45 (1.87)	3.8	2.134
小 麦(升)	2.2	1.50~1.00 (1.27)	2.1	1.274
大 豆(升)	1.25	1.20~0.80 (1.00)		0.834
とうもろこし	1,000貫	2.20~0.80石 (1.87)	2,070本	291貫
大 根	400本	460~300貫 (386)		684貫
じ ゃ が い も(貫)	600	250~180 (227)		340
か ぼ ち ゃ(升)	400	700~500 (600)		366
さ つ まい も(升)	400	350~250 (300)		468
白 菜(升)	800	600~400 (500)		636

注 1. 吉田村は最高と最低、( ) 内は平均、陸稻は硬米。

2. 県最高値は昭和1~5年間のうちの平均反収の最も多い数値。大豆は乾燥子実、とうもろこしは昭和18年の未成熟。茨城県農業史編さん会『茨城県農業統計資料(4)』、53~63頁より作成。

を使役して耕作に専ら従事し得るが如く分業し得る」とことなる。また、「家畜の飼養管理になくてならない愛畜心に到りましては、農民、就中、その農村婦人の独壇場でありまして、家畜は農村婦人の愛護の下に最もよく恵み得るものと申さねばなりません。之を経済的方面より考へましても、農家の愛畜心こそは家畜をして生産能率を極大ならしむる最大の原動力であります」。かくして、経営内(技術的) 分業は労働配分の合理性の表示であるばかりでなく、その成果は家畜飼育の能率の向上をもたらすのである。

## (二) 「基本経営」の水準

基本経営の経営・生活水準をいくつかの微表によつて探つてみる。主要な対象資料は東茨城郡吉田村、猿島郡自作農(A経営)、那珂郡佐野村(B経営)である。<sup>(16)</sup>

### 〔主要作物反当収量〕

茨城県下の陸稻は明治期に急速に發展し、その後も順調に伸長して、その伸び率は全国平均

を上回る。また同県は全国屈指の麦作県で、大麦は西部地方に圧倒的に多く、特に猿島郡は典型的の大麦地帯であり、北部では東茨城・那珂の両郡が多い。<sup>(1)</sup> 小麦は北部に集中し、特に那珂・東茨城二郡の作付面積は大きい。第一表によると、県の陸稻反収は全国水準にほぼ達しているが、基本經營はそれを超えることを予定されている。大麦・小麦についても同様である。従つて、基本經營は全国的にも高い技術を持つものなのである。

「麦作ハ本村主要ノ物産ニシテ其豊凶直チニ農家經濟ニ至大ノ影響アル」と報ずる吉田村は、栽培法の改良による反収目標を大麦二石・小麥一石三斗五升としているが、基本經營はこの目標値をはるかに超えている。ところで基本經營とA經營を対比すると、作目によって反収の優劣はあるが、基本經營に匹敵する經營の現存することが知られる。ここに見る限り基本經營は単なる想定に立脚するものではない。そして基本經營のとうもろこし・じゃがいも等の相対的な反収の高位はこの經營の家畜飼料の重視を語っている。

右にみた反収事情は以下の諸点を包み込んでいる。

#### 〔労働配分・労働時間〕

「経済要素」を結合・組織化して經營を遂行するのが労働力であり、その機能は「労働分配（あるいは動的經營組織）」として現われる。労働配分の「原則」について言う——初めに耕種

（自給生産）があり、次に畜種（市場生産）があるという関係のなかで、この両つの「種」は「不可分の関係」にあり、かつ「相関関係」にある。だから一種の改善が他の種を向上させる「ことく「組織的に」組み合わせると同時に、各種に注がれる労働も「組織的」でなければならぬ。つまり「家族的労働単位」が「組織的均分」を保った分配がされねばならない——と。また他の箇所で「農業生産の対象的多面性はまた必然的に労働の多様性とその分配の調和的均分による組織化を必要とする」とも言つてゐる。先に「農地の自然的大きさ」は作物の労働吸収度に規定されると述べていたが、労働分配もまた労働対象の一側からみてその組織化が要求されるのである。

作物別・月別の所要労働を示す表（第二表）によれば、耕種のみでは六、七、一〇月の労働量が多い。しかし五月下旬に春蚕労働（二四人）が加わるので、五月が最も繁忙の期となる。農繁期の一日の農作業は午前四時に始まり午後六時半に終了する。この間二時間半の休憩があつて、「農場労働」は七時間、「畜産労働」は五時間、計一二時間である。吉田村では農繁期（五月上旬～八月下旬）の一日労働は一〇時間で（夜業はない）、他の期間は八時間もしくは七時間の農耕労働に夜業が二時間あるのは三時間加わる。A經營は家族従事者の男八・四時間、女八・五時間。B經營は一一・一時間で、全国平均は一〇・八時

第2表 作物別所要労働

(単位：人)

月別	陸稻 (4反)	大麦 (5反5畝)	小麦 (4反)	とうもろこし (3反+2反)	その他	計
3月			2.7	2.0		7.9
4			2.7	2.0		4.5
5	4.8				8.5	4.7
6	10.0	10.8	8.0		6.0	3.4
7	14.0	6.5	2.7		6.0	8.5
8					3.0	10.4
9	8.0					2.5
10	3.2	12.0	8.8			4.0
11		5.5	2.0			0.7
計	40.0	40.2	25.5	23.5	46.6	175.8

注 1. とうもろこしは、第1回、第2回の合計。

2. その他には大豆(0.5反)、えんばく(3反)、大根(2反)、じゃがいも(2反)、桑畑(1.5反)の計。そさい等は除く。

ところで農繁期の労働について著者は次の如く説明している。  
すなわち、(1)経営全体をみた時、傭人労働を一日九時間(「普通農家の労働時間も大体この辺の所と見てさしつかえない」とすれば、一家族労働単位の基本經營は一二時間であるから「最農繁期の五、六両月及十月頃は……(一日につき——引用者)三分一日だけ『かせぎ出し』でいるといつてよろしい」。(2)農場時間をみた場合、この經營を傭人労働で行なうとしたら一日

○・七八人の傭人を要する計算になり、一ヶ月には延四八人が必要となる。ところが基本經營の五月の農場での総労働量は一人であるから、これに養蚕労働を加えて計四二人となり、それ故傭人労働に依存する經營(あるいは普通農家)に比べ六人の余裕がある。六月についてみれば九人余の余裕がある。

この説明の厳密性はともかく、そこには二つの点が含意されている。(1)は労働時間の延長に関するもの。基本經營は一般農家の労働時間を超える労働によって「かせぎ出し」をするからである。「かせぎ出し」とは「労働の自己搾取」(『農村学』)に外ならない。著者は「農家經營に於けるこの『かせぎ出し』労働はすばらしいものはない」という。(2)は労働の強度を示す。

この経営の農繁期における労働力の余裕は、「労働配分上の組織的均分」のもたらす成果でもあるが、他面より少ない労働時間を以つて農繁期の作業を遂行するより強められた労働の結果でもある。ともあれ労働時間の延長と労働の強度化を許す労働力の質が基本経営を支えているのである。

#### 〔陸稻・小麦反当投下労働〕

陸稻では、基本経営の反当労働は吉田村より少なく、昭和〇年代半ばの県とほぼ同じである（第三表）。一方反収はこれらより多い（第一表）から基本経営の一労働当たり生産量はより多くなる。また小麦の所要労働は、基本経営では他の三事例の約半分で著しく低い。従つてその一労働当たり生産量は吉田村・県に三～四倍し、A 経営の二倍以上となる。

基本経営の反当労働の少なさが脱穀作業量の軽減に多くを負うていることは第三表に明らかである。それは県下にかけて動力機を使用する・機械利用組合による共同作業（陸稻・大麦・小麦）である。詳しくみよう。吉田村は「稻扱器ニテ落」していよいよ。茨城県に足踏脱穀機が入りはじめるのは第一次大戦後であるから、稻扱器とは千齒である。その後足踏脱穀機は千齒を駆逐して昭和一〇年頃にはかなり普及し、全国的にみて遅れているが、やがて動力脱穀に移つていくのである。いま県の昭和一六年の脱穀作業をみると、「人力ニヨルモノ」（その大部分

は足踏脱穀機使用）の面積割合六四%、「畜力ニヨルモノ」三%、「動力ニヨルモノ」（その多くは石油発動機使用）三三%であり、反当所要労働は一・八、〇・六、〇・六人となり、千齒扱は四・三人である。<sup>(18)</sup> 後者の数値と第三表の照合は、吉田村一千齒、作業慣行一足踏脱穀、基本経営—動力脱穀、の技術段階差を理解させる。小麦脱穀についても同様である。<sup>(19)</sup>

また橋の試算によれば、一家族労働単位の個別作業だと反当脱穀は陸稻一・五日、大麦二・〇日、小麦一・五日を要するが、動力を使用する共同作業だとその能率は十数倍となる（後掲第一三表）。

#### 〔食水準〕

第四表は一人当たり一日の摂取食品の種類・量・熱量を示す。表掲の外に自給品として蔬菜・果物等、購入品として食塩・魚等があるので統計値は少しく大となる。脂質を除いて、基本経営は標準値（昭和四一年度）を上回る。しかしやがいも・白菜などの季節もの——特に熱量・蛋白質の多いじやがいも——を考慮すると、三月から一〇月半ばに到る農耕期には標準値は低下する。だが標準が昭和四一年度であるから、基本経営は當時としては一般的の水準を抜きんでているといえよう。熱量の大部分は穀類・いも類から摂り、特に後者への依存度は強く、また動物性蛋白質の摂取は少ない。

第3表 反当投下労働

	陸 稲			小 麦			
	基本經營 (人)	吉田村 (人)	県・昭和 16年作業 慣行(日)	基本經營 (人)	吉田村 (人)	A經營 (日)	県・昭和 16年作業 慣行(日)
1月						0.1	0.7(追肥)
2							
3				0.5(第1 回中耕)	1.0 (1番耕)	1.6	3.0(中耕 除草) 1.8 (土入れ)
4				0.5(第2 回中耕)	2.0 (2番耕)	0.9	
5	1.2 (うねき) (施肥 播種)	2.0 (整地)	3.3 (整地 基肥 下種)			2.0 (麦奴抜取)	
6	2.5 (第1回 中耕)	3.0	0.9(追肥) 1.7 (中耕 土寄せ)	1.0(刈取)	4.0 (刈取 脱穀)	3.8	2.0(刈取)
7	1.5(第2 回中耕) 0.5(追肥) 1.5(第3 回中耕)	3.0 (1,2番 耕 除草2 回)		0.7(脱穀)		2.4	1.4(脱穀)
8		2.0 (3番耕) 除草					
9	1.0(刈取) 1.0(収納)	2.0(刈取)	2.0(刈取)		1.0(整地)		
10	0.8(脱穀)	3.0(稻扱)	1.9(稻扱)	1.0(整地) 1.2(播種)	2.0(播種)	4.9	0.4(選種及 麦奴予防) 3.7(整地及 下種)
11				0.5 (霜切り)	1.0 (防霜耕)	0.6	1.4(麦踏)
12						0.6	
計	10.0	15.0	9.8	6.4	13.0	14.9	14.4

注. 吉田村: 原本は月別分配労働のみを記すが、本文叙述に準じて作業名を付した。

麦作労働は小麦・大麥・裸麥の合計。調整3人(7月)を除く。

A經營: 麦作労働は大麥・小麦の合計。雇人労働を含む。栽培面積7反5畝として原本635頁より作成。

昭和16年作業慣行: 帝国農会『昭和16年度農作業慣行調査』第2部(昭和18年2月)による。原本は作業名を付すので月別に配分した。乾燥・調整・儀装労働を除く。

第4表 食品摂取量(1人, 1日)

	摂取量	g換算	熱量 cal	蛋白質 g	脂質 g
白米	2.264合	322.62	1,132.4	20.0	2.6
大麦	0.731合	79.50	267.9	7.0	0.7
パン	60匁	225	607.5	18.0	3.4
じやがいも	166匁	625	750.0	8.1	1.3
白菜	10匁	37.5	10.9	0.5	0.1
みそ	10匁	37.5	59.3	4.7	1.3
しょう油	0.133合	24.05	10.0	1.7	0.1
牛乳	1.5合	270.00	159.3	7.8	8.9
鶏卵	0.5コ		43.7	3.6	3.1
砂糖	10斤	1.64	6.3	0.0	0.0
計 じやがいも・ 白菜を除く			3,047.3 2,188.3	71.4 62.8	21.5 20.1
都市近郊			2,364	68.4	27.4
平地農村			2,411	67.4	26.4

- 注 1. 自給食品はこの外に大根(0.232本), そさいがある。  
 2. 購入食品は上表では砂糖のみ。この外に食塩(5.479匁=20.54g), かつをぶし(0.01本), 魚肉(いわし)がある。  
 3. 酒・菓子等の嗜好品を除く。  
 4. 都市近郊・平地農村は『昭和41年度農民栄養統計』(農林経済局統計調査部) 17頁より引用。

現実の農業者である愛郷会会員の經營(昭和二〇五年間)の年間魚肉代一人当たりは、最も多い年で二・三〇円、少ない年で〇・七六円に対し、基本經營は三・六〇円。また前者の菓子代は年間五・二〇円、基本經營は一〇・四〇円。相対的に基本經營の生活程度は高く經濟的余裕もある。

当初は白米・平麦のみを主食とする方針をとり、所要作付面積を陸稻四・七反、大麦一・二反としたが、これを補正して陸稻・大麦を減じ三・一反余、〇・八反とし、小麦一・五反を加えた。この変更は労働配分と主食物の安定確保の配慮による。すなわち、「今畑作单耕の場合、大面積を陸稻に占めらることは少からず經營上困難且不合理な事である。何とならば労力の偏重の結果、手不足を生じ思はざる失敗を招く原因となる。且この農家に於ては養蚕を行ふ故に養蚕成績に甚大な影響を来すことはまぬがれない所である」。陸稻の反当所要労働が大麦・小麦より多いことは既に示した(第二表、第三表)。また陸稻は早魃を受けやすい。「陸稻单作

によつて主食物の大部を得んと欲することは、旱魃大風等天災を考へるとき最も危険である。いかに「自家生産」を經營の「基礎」におくとはいゝ、主食の中心である陸稻の作付面積が徒らに大きければよいのではない。經營の「相關關係」の下に陸稻眺め、その地位その量を決定しなければならない。かくてはじめて作付けの合理性を得るのである。<sup>(21)</sup>

基本經營の特徴ともいえるパン食の採用も、右の相關關係から派生した。「(以上の事情によつて——引用者)この主食物の一部なりとも冬作穀物の大麦或は小麦にて補ふべきことは經營上より、又は自然的供給上より見て最も採らざるべきからざる策とせねばならない。この理由によつてパン食を一食朝食に取ることは最も望ましき事である。尚この農家は乳牛を飼育するを以て朝飯の代りに一人パン六十匁、牛乳一合を用ゆることとする」。しかしパン食の採用は消極的な意義を持つのではなく、その「經濟的優越性」を指摘している。「パンとめしのカロリ一量の比較」および換価において、前者が有利であり、また製粉の際にはふすま(飼料)が得られる。

#### 畜力利用

茨城県の畜力耕は明治末期全国平均水準にくらべて著しく低位にあり、県は農業施策の一つとして畜力耕を絶えず——第一次大戦後は特に力を入れて——勧奨し続けた。昭和一〇八年の

間の牛馬耕普及状況は、全県的にみた普及度は著しく低い。ただし土地改良事業の成果のあらわれとして水田ではかなり顯著な増勢を示している。これに対し畑地の畜力耕は停滞的であつて大正以降遅々として進展せず、昭和一一年には畑地総面積の約二〇%にとどまる。また耕畜は馬から牛に転換する傾向を示している。<sup>(22)</sup>

A 経営では畜力(馬)を水稻・陸稻・大麦栽培に七・四日使役する。時期から推してこのうち耕耘・整地作業は麦作の二・六日で他は運搬である。年間の畜力利用は農事二一日、農外一日、計二二日である。B 経営は年間畜力使用日数約二一日、二三〇時間を挙げている。茨城県農会『農家經濟調査』に選出された九戸の平均は年間二四日である。ところで基本經營の役牛使用は年間に耕耘二〇日、作切り二三日、運搬四五日、計八八日。この使役日数はA・B 経営に較べて遙かに多く、カルチベーターを用いての作切りにも畜力を使つてゐる。

#### 家畜飼育

昭和初期の県下畜産業の動向を、総生産額中に占める畜産額の割合を指標としてみれば、恐慌の影響を受けて昭和四〇〇六年は停滞し(二・〇%強)一一年以後漸く回復する。しかし農業生産との対比では相対的な増加は著しく畜産の伸びを示してゐる。また、この時期の飼養頭数の圧倒的部分が役畜で、牛馬

第5表 家畜飼料給与量(1頭、1年間)

(単位:貫)

		基本経営		C経営			基本経営	A経営
		乳牛	役肉牛	役牛			豚	
自給	生草	1,712		1,284	1,131	大麦粉	17	
	大根	444		453		ばれいしょ	136.6	3
	エンシレージ	778.3		453		陸稻藻		4.53
	大麦ぬか	45.3		109		甘里		4.47
	米ぬか			21	1,040把	甘諸芋層		0.67
	藁				3.15石	層瓜		2.29
	大豆				0.08石	西		6.6
	小麦				1.55石	そ		0.7
	大小				5.0石	他		
	粋				0.09石			
購入	大豆	粕	87.7			大豆粕	30.8	
	ふすま	米ぬか	175		22	すぬか		0.06石
					2.2石	米ぬか		0.001石
						醤油		0.08石
						豆腐		0.43石

注 1. 基本経営の大麦ぬかの 18.4% は購入、この外食塩 2俵半購入。

2. C経営は茨城県の 1,9225 町経営農家（うち田 1,18 町、牛 1、豚 4、鶏 50）、A経営が牛を飼わないもので代替した。帝国農会『農業経営調査書』（昭和 2 年度）613 頁の S.22 号より作成。

3. A経営は豚 15 頭として原本 629～630 頁より作成。

耕の進展を反映して役牛が増加している。本来的な牛馬産は停滞しているのである。昭和期に入つて牛乳生産は漸増しているが、その全体のなかに占める割合は僅少である。「つまり牛乳生産はいまだ暗中模索の域を脱しえなかつた。搾乳量の内訳をみても『搾乳業者』によるものが圧倒的で『農業その他』によるものは少なく、農家の副業としても經營のなかに入り難かつたことを示してゐる」。<sup>(23)</sup>

基本経営においては牛乳生産は販売額の約半ばを占める重要な地位にあり（後掲第一〇表参照）、それが暗中模索あるいは副業であることは即ち基本経営の存立を否定する。また併せて牛の育成・繁殖を営んでいる。基本経営を外見的に単に商品生産経営の側から眺めれば、まさに酪農経営であり搾乳

業者<sup>(24)</sup>である。

「昭和期における農副業としての畜産進展を特徴づけるものは、養豚業とみることができる」。県下の豚頭数は牛馬に較べて圧倒的に多い。飼育頭数規模別の戸数割合は一頭・二頭飼養八〇%、三頭・四頭七・四%、五頭以上二・六%（一戸平均一・

六頭、昭和二年）であつて、基本經營は上位の区分に入る。  
養鶏では鶏卵產量および価額の伸びと畜産額に大きな割合を占めることが特徴である（昭和七年畜産総額の約五〇%）。五〇羽以上飼養の商業性を持ちうる戸数の増加は著しく、養鶏が次第に企業性を増してくる事情を語つっている。

		飼 料 量	D C P	T D N
乳 期	I 生 大 豆 豆 粕 す ま 計	草 8 (30) 0.24( 0.9 ) 0.48( 1.8 ) kg	0.42 0.30 0.21 kg	4.47 0.73 1.12 6.32
	II 牛 期	大 根 エンシレージ 大 豆 豆 粕 ふ す ま 大 麦 ぬ か 計	2.5 ( 9.37 ) 5.0 ( 18.75 ) 0.24( 0.9 ) 0.48( 1.8 ) 0.3 ( 1.13 ) kg	0.07 0.21 0.30 0.21 0.05 0.84 kg
肉 期	I 生 米 大 麦 草 ぬ か 計	草 6 (22.5) 0.1 ( 0.38 ) 0.3 ( 1.12 ) kg	0.32 0.04 0.05 0.41 kg	3.35 0.30 0.55 4.20
	II 牛 期	大 根 エンシレージ 米 ぬ か 大 麦 ぬ か 計	3 ( 11.25 ) 3 ( 11.25 ) 0.15 ( 0.56 ) 0.3 ( 1.13 ) kg	0.08 0.13 0.05 0.05 0.31 kg

注 1. I 期は 4 月半～11 月半、II 期は 11 月半～4 月半。

2. 生草は原野採取のものとする。

3. エンシレージの原料は生草とどうもろこし（乳熟期）

半々とする。

4. 成牛 500kg とする。

以上の如く昭和期に入つてから「本県畜産業は有畜經營の農家副業的性格を強く持ちながら養鶏・養豚を主体」に伸長している。では基本經營はどうか。それはこの大勢に沿いながら個体として特殊な性格を持つ先駆的な經營として現われようとしている。

牛・豚の飼料を中心別視角から基本經營を考察してみると第五表によれば A および C 経営より基本經營の飼料種類は少ない。しかしそれ多くの量を給与する様子が窺えるのは、家畜飼養のこの經營における意味・機

第6-2表 飼料給与量(1日)

		飼 料 量	DN 風 乾 飼料量	D C P	T D N
種 豚	馬 鈴 薯	貫 kg 1.0 (3.75)	kg 0.71	kg 0.04	kg 0.56
	大 麦 粉	貫 kg 0.2 (0.75)	kg 0.64	kg 0.06	kg 0.52
	大 豆 粕	貫 kg 0.2 (0.75)	kg 0.65	kg 0.25	kg 0.60
	計		kg 2.00	kg 0.35	kg 1.68
(イ) %			kg 10.5	kg 0.21	
			kg 67.0		kg 1.34
肉 豚	馬 鈴 薩	貫 kg 0.6 (2.25)	kg 0.43	kg 0.02	kg 0.34
	大 麦 粉	貫 kg 0.056(0.21)	kg 0.18	kg 0.02	kg 0.14
	大 豆 粕	貫 kg 0.1 (0.38)	kg 0.32	kg 0.12	kg 0.30
	計		kg 0.93	kg 0.16	kg 0.78
(ロ) %			kg 10.5	kg 0.10	
			kg 68.0		kg 0.63

注 1. 成豚 80kg とする。

2. (イ)はDNに対するD C Pの規準%.

(ロ)はDNに対するT D Nの規準%.

九・四五キログラム、乳脂率三%)これに〇・四一キログラム、二・一七キログラムを加えて、D C P〇・七〇キログラム、T D N六・一二キログラムを要求する。この規準に照合するとII期のT D Nが約一キログラム不足する外は充分である。肉牛(雌成牛)を四〇〇キログラムとする時、その維持にD C P〇・二五キログラム、T D N三・三四キログラムを要する。これもII期のT D Nが不足している。

豚は八〇キログラムとした時、DNの規準は種豚で二キログラム、肉豚で三・一二キログラムであるから、前者は漸く規準量に達するが、後者は極めて小さい。種豚ではD C P、T D Nも規準(DNに対し一〇・五%, 六七%)を超えている。

畜牛では冬期飼料、養豚では肉豚の給餌に問題を残すが、概して基本経営の家畜飼料は規格水準を保っている。

## 〔施肥事情〕

牛・豚の栄養状態をみると(第六一表、第六一二表)。乳牛を五〇〇キログラムとした時、その維持の飼料はD C P〇・二九キログラム、T D N三・九五キログラム、泌乳には(一日乳量

能を意識的にとらえているからであろう。この点は特にA経営と対比した豚の飼料に現われている。後者では養豚の副業的性格を示している。

牛・豚の栄養状態を見る(第六一表、第六一二表)。乳牛を五〇〇キログラムとした時、その維持の飼料はD C P〇・二九キログラム、T D N三・九五キログラム、泌乳には(一日乳量

第7表 反当施肥量

(単位:貫)

		基本經營		吉田村			A 経営	
		陸稻	大小麦麦	陸稻	大麦	小麦	陸稻	麦
自給肥料	堆肥	100	150	150	150	150	162	320
	鷄糞	60	50				17	6
	木灰	10	10	19.6	19.6	19.6	16.4	3.5
	液肥	400	400	0	0	0		
	豚糞						3.8	
	促成原料						137.5	
	不使用物						3	
購入肥料	硫安	1	1				2.8	1.7
	過磷酸石	5	5	3	3	5	11.1	3.5
	魚油粕	3						
	大豆粕			12	2.08	3.12	12.8	1.9
	硫酸鉀			1.04			0.6	9.7
	ベニ酸						2.3	
	生骨粉							6.1
塩化物	塩化物							0.2
	加里							0.1

注. 吉田村: 原本 36, 55~57 頁より作成. 麦にはこの外鷄糞, 木灰を施す.

A経営: 原本 631~632 頁より作成, 陸稻作付け 4 反とする.

「百匁」を目標とする。この目標は当時の県水準からみて著しく高い。昭和八年頃の県下の畑作慣行施肥は、自給・購入の反当成分量は合計で N 二貫四三、P 二貫三四、K 一貫一八一で、農会はこれを指導して三貫〇四、二貫七五、二貫九一に増投しようとしている。<sup>(28)</sup>だが無稽な目標ではない。けだし明治末期真壁郡上野村では厩肥を陸稻・麦に反当四〇〇~七〇〇貫投じていて<sup>(29)</sup>。

基本経営の施肥策定をみると(第七表)、堆肥の量は目標に未だ遠く、吉田村・A 経営よりも少ない。しかし鷄糞は目標に達し基本経営の自給肥料充備への努力とその過程を示している。

茨城県農会は明治四三年頃の過去一年間の変化として、肥料増投・購入肥料増大の傾向およびその傾向を貫く労力節約・資本集約的方向を指摘すると共に、その「農法ハ経済的ニ謂ヘハ寧口退法(歩の誤か——引用者)シタ

ル者ト断定スルニ躊躇セサルナリ」と報じた。県では昭和三年に地力の培養を図つて自給肥料（厩肥・堆肥・綠肥）の増産・改良を、また、将来の金肥の使用増加を予想して購入肥料の購入使用方法の改善を、施策に掲げた。これが農業恐慌に当面するや、肥料行政は生産費節減のため金肥使用を極力排し自給肥料の増産を中心とする督励・指導に力を注いでくる。自給肥料と地力培養の関連視点はここでは後退してしまった。そして生産者の実態は肥料行政の方向とは逆に金肥化傾向をますます押し進めていった。<sup>(31)</sup> 基本經營は以上にみた県下の施肥事情のなかにあって、それに逆らい、自給肥料投与に固執し、それを強力に進展しようとしている。勿論自給肥料の地力培養機能を重視し、かつまたその経済的優越性を認識してである。茨城県農会の表現に従えば退歩せざる農法がここに存在するのである。自給肥料殊に家畜肥料に多く依存する基本經營は、堆肥舎の準備に怠りなく道具置場を兼用する一二坪（三間×四間）を設備する。県全体では昭和一〇年代前半に至るも堆肥舎の設置は全農家の四六%程度<sup>(32)</sup>であって、購入肥料への依存は堆肥舎への関心を薄めている。

肥料の質はどうか（第八表）。

(1) 三成分の標準反別施用量は、陸稻はN二・五貫、P一貫、K二貫、大小麦は二・五貫、二貫、二貫である。基本經營はい

ずれもこの標準以上であるが、吉田村は陸稻のN、大小麦のN・P、A經營は麦のPが、標準以下である。

(2) 基本經營はA經營と較べ陸稻P以外は各成分とも多く、より多肥である。前者の一人当たり生産量がより多い技術的要因の一つがこの多肥である。

(3) 基本經營は反当成分目標量に対し、N・Pともに充足しているがKは二貫二〇〇程不足する。また自給肥料のみによる場合はN・Pも目標量に達しない。購入肥料を「極めて狭き範囲に極限」しようとするが、しかし自給肥料に依存できる限界がある。この限界を拡大していくことが基本經營に残されている問題の一つである。

自給肥料依存度は、基本經營では他の事例よりも高い。N・Kは九〇%以上である。総じてK成分は、吉田村・A經營にも窺える如く自給する傾向があり、またそれが可能なのであるが、基本經營では約一〇〇%である。P質肥料は一部を購入せざるを得ない。吉田村・A經營でもPの自給度は他の成分に較べて低い。しかしそれでも基本經營の自給度は七五%を超えている。それには鶏糞の投入が大きく寄与をしており、自給肥料として鶏糞を重視する意味が示されている。堆肥十鶏糞は全肥料の約半ばを占める。

自給肥料種類で最も多いのは、基本經營はN—液肥、P—鶏

第8表 N.P.K. 反当施量

	基本 経営						吉 田 村						A 経営									
	陸 稲			大 麦			陸 稲			大 麦			小 麦			陸 稲			麦			
	N	P	K	N	P	K	N	P	K	N	P	K	N	P	K	N	P	K	N	P	K	
自 給 率	4.70	2.7	3.3	4.7	2.5	3.4	0.8	0.8	2.3	0.8	0.8	2.3	0.8	0.8	2.3	2.0	1.6	2.2	1.8	0.9	1.8	
堆肥 + 鶏糞	2.3	2.1	1.3	2.3	1.9	1.4	0.8	0.3	0.8	0.8	0.3	0.8	0.8	0.3	0.8	1.3	0.9	1.0	1.8	0.8	1.7	
肥料 料	44	58	39	46	57	41	52	20	30	82	22	32	77	19	32	36	19	36	60	48	81	
肥料 液肥 料	46	52	37	49	48	36	52	30	62	82	34	66	77	29	65	22	7	29	54	37	77	
飼 料	0.5	0.9	0.0	0.2	0.8	—	0.7	0.8	0.2	0.2	0.5	0.1	0.2	0.8	0.1	1.6	2.9	0.6	1.2	0.8	0.3	
飼 料	10	25	1	4	23	—	48	51	7	18	34	2	23	52	3	44	65	21	40	48	15	
入 化 肥	0.2	0.8	—	0.2	0.8	—	—	0.5	—	—	0.5	—	—	0.8	—	0.6	1.7	0.3	0.4	0.6	0.1	
肥 料	4	21	—	4	23	—	—	30	—	—	34	—	—	48	—	16	38	10	12	32	3	
肥料 料	最多	魚粕	過燐魚粕	硫安	過燐	—	油粕	過燐	油粕	油粕	過燐	大豆粕	過燐	大豆粕	過燐	大豆粕	過燐	大豆粕	過燐	大豆粕	過燐	
肥料 料	肥料	6	21	1	4	23	—	42	30	6	18	34	2	23	48	3	27	38	10	25	30	11
実数総計	5.2	3.6	3.3	4.9	3.3	3.4	1.5	1.6	2.5	1.0	1.3	2.4	1.0	1.6	2.4	3.6	4.5	2.8	3.0	1.7	2.1	

注 1. 各欄の上段は実数、単位貫。下段は実数総計に対する%。

2. 成分含有率は農林省肥料機械課監修『肥料要覽』前田正男他『肥料便覧』、214、215頁を参照した。

第9表 農機具

## I 基本経営所有

永年性農機具			短期性農機具		
1. 鍬	2	9. 運搬車	1	1. むしろ	3
2. 犁	1	10. 孤輪車	1	2. ざる鎌	3
3. カルチベーター	1	11. 液肥桶	6	3. 草刈鋸	3
4. まんのう	2	12. 液肥杓子		4. 鋸	
5. さぶらう	2	13. 液肥撒布桶		5. 砥石	等
6. ホーク	2	14. 堆肥運搬箱			
7. 唐箕	1	15. 自動噴霧器			
8. 箕	1	16. はさみ			
			162.80円		6.00円

## II 機械利用組合所有 (価格)

1. 石油発動機	2基×140円	K—木灰、P—木灰、K—液肥、吉田村
2. 福島式脱穀機	140	はN—堆肥、
3. 岩田式粉碎機	150	本経営より少ないとかわらず合計において多いのは購入肥料
4. 国益式精米機	120	による。
5. クランク式精麦機	100	
6. 平麦機	50	
7. 尾上式大豆粕削機	145	
8. 伊藤式石臼	80	
9. 英国型飼料挽割機	150	
10. エンシレージ カッター	150	
11. エンジン運搬車	30	
	1,395円	

自給肥料による施肥充実の方向を固守しそれを実現するこれが基本経営である。  
 第九表に示す。個別(基本経営)所有と共同で利用する機械利用組合所有に分かれる。  
 当時の作業慣行は陸稻を間作する場合前作物の間に鍬か、

## 〔農具と設備〕

(4) 購入肥料依存度では、A経営の陸稻のPが自給量では基共に木灰、N・P・Kとなり、各成分の主要成分が自給肥料が経営によつて異なっている。

基本経営はN・P質肥料のみに、また吉田村はP質肥料のみに化学肥料を用い、両者共に一種類である。そして基本経営の麦の購入肥料が化学肥料(硫安・過磷酸石灰)だけのは、化学肥料の余儀ない使用を推察させる。三事例のうち、化学肥料を三成分に用い、その量も多く投じ、かつそれへの依存度の高いのはA経営であり、しかも麦のP・Kには二種類を用いる。昭和期になるとA経営のようになにか肥料に依存する経営が一般的となり、それが優良農家の指向である。

さく引で溝を作つて播種するので大部分の土地は耕起せず、間作しない時は冬期の休耕地を手鋤で耕深四～五寸にうない、畠を作つて播き、また麦の整地は手鋤を用いて三～四寸の深さで天地替しをする。<sup>(34)</sup>既述の畑作地での低位停滞的な畜力耕と鋤によつて耕耘するこの作業慣行は相互規定的である。ところで基本經營は犁を所有する。この經營は陸稻・麦に限らず絶えず次の作物が作付けされるので犁を使用する限界は自ら狭くなるが、休閑地の耕起などに用い省力・深耕を達成しようとするのである。この外カルチベーターの採用（整地・中耕・除草・麦の霜切りに使う）、組合所有農具はいずれも県下の普及に遡けている。

共同化は脱穀・調整以後の過程にかかる。これについては改めて後述するが、ここで農作業の動力化が農機具の価格を主因として共同（＝組合）利用と結びつかねばならぬことを指摘しておく。すなわち、例えば足踏脱穀機の価格一二～一三円に対し福島式脱穀機は一四〇円、大豆粕削器は普通使われるもので高くて二四～二五円であるが尾上式大豆粕削機は一四五円もある。個人所有農具総額は約一七〇円に対し、組合所有農具は八四五円（(1)～(7)までの計）。動力化に伴い農機具の投資額は大となり、その利用には共同購入は避けられず、また過剰投資を考えてもその共同利用が必須なのである。

畜牛関係の主要な道具・設備は、搾乳罐・運搬罐・ハケ金櫛・

エンシレージサイロ（五坪）。組合はエンシレージカッター・飼料挽割機を備える。

注(8) 茨城県農業史研究会編『茨城県農業史』第三巻、五五三～五六七頁参照。

(9) 『茨城県統計書』（昭和七年）より算出比較。数值は略す。

(10) 上野村郷土誌研究会『上野村誌』、二三八頁参照。

(11) 昭和八年県下一円では「前後作物ハ何レモ大、小麦ニシテ、其ノ輪作様式ハ大麦—陸稻—小麦—大豆—

小麦（早生種）—陸稻ヲ普通」とする（農林省農務局『水稻陸稻耕種要綱』、昭和一年三月、九五一頁）。

(12) 「前後作物ハ大豆、陸稻、煙草、蕎麦及甘藷等」（農林省農務局『麦類耕種要綱』、昭和一二年三月、七三頁）。

(13) 前注同書、七七五頁。

(14) 「主ナル輪作様式ハ玉蜀黍—大麦—蔬菜—休閑……

玉蜀黍大豆混作—麦—蔬菜（又ハ甘藷）—休閑」（農

林省農務局『雜穀豆類甘藷馬鈴薯耕種要綱』、昭和一

二年三月、一五八頁）。

(15) 「主ナル輪作様式ハ大豆—大麦—陸稻（又ハ煙草）—小麦—大豆」（前注同書、三二二七頁）。

(16) 吉田村役場編『茨城県東茨城郡吉田村是』（明治四年一二月）。平均耕作反別一町〇三二、一戸当たり

人員六人。一・二町耕作戸数は全戸数の三一・六%。

畑作村で、麦類・豆類・陸稻の作付けが多く、牛・馬・豚・鶏を飼う。同村は橋の農場の周辺条件に近似していると思われ、基本經營の構想時点より約二〇年前の事情を示す。今の水戸市内。

「茨城県猿島郡森戸村自作農」——帝国農会農業經營部『農業經營調査書(昭和二年)』第一卷(昭和五年一一月)、六二三~六三九頁所収S 23号。經營面積一町三二(うち畠九反二)，純自作農、家族従業者三人(男一、女二)、年雇一人、馬一、豚一四、鶏五〇。主作物は水稻・陸稻・麦類・とうもろこし等。今の境町内。

「茨城県那珂郡佐野村自作農」——茨城県農会『農家經濟調査(昭和二年)』(昭和四年七月)所収。県下の「畠ヲ主トスル地方」より選定された代表的自作農、經營面積二町三九一(うち畠一町九一)、家族七人、うち農従者四人、主作物は水稻・陸稻・大小麦・大豆。今の勝田市内。

(17) 以上の概要是前掲『茨城県農業史』、七五九、七七八頁による。

(18)(19) 帝国農会『昭和一六年度農作業慣行調査』第二部(関東編)(昭和一八年二月)、二七、二八、三五、三七頁および帝国農会『昭和一四年度農作業慣行調査(実態編)』(昭和一五年一月)、三五頁参照。

(20) 『日本愛國革新本義』—『現代史資料(5)』——國家主義運動(2)』、六四頁参照。

(21) 昭和一〇年頃食品工業における出荷金額比ではパン食は、飲料(三七%)、製粉精穀・砂糖に次ぎ第四位(一二%)であり、まだ日常食品となつていない。これが戰後昭和三八年には飲料に次ぎ第二位となつた(阿久津正蔵「パン」「平凡社世界百科辞典」参照)。

(22) 以上の概要是前掲『茨城県農業史』、六六六~六九、六七二頁参照。

(23) 前注同書、八一八、八二四、八二一頁参照。

(24) 乳用牛頭数の殆どを搾乳業者が占めている。例えば昭和二年に「搾乳業者」八〇八、「農家その他」一頭である(茨城県農業史編さん会『茨城県農業統計資料(4)』、九九頁参照)。

(25)(26)(27) 前注(22) 同書、八二二、八一八、八一九、八二四頁参照。

(28) 帝国農会『合理的施肥法実地指導地成績調査 資料篇』(昭和一一年三月) 参照。茨城県の畠作物栽培事例一二例より算出。

(29) 前掲『上野村誌』、二三九、二四四頁参照。金肥には大豆粕・過磷酸・にしん粕を用いる。

(30) 茨城県農会『茨城県肥料經濟調査』(大正四年六月)、八九頁。施肥量は總額において購入肥料六〇%，生產

(自給) 肥料四九%，反当においてそれぞれ五一%，二三・三%の増加である。

(31) 前掲『茨城県農業史』、六七六、六七七、六八六頁参照。

(32) 前掲『茨城県農業統計資料(4)』、五二頁参照。

(33) 松木五樓『肥料ハンドブック』、六三頁参照。

(34) 前掲『上野村誌』、一二三九、一二四二、一二四三頁参照。

(35) 山口式大正鋏(水戸市・山口末吉、大正一〇年考案)の発想の客観的契機もここにあらう。

### 三、「基本經營」の発想と經營収支

#### (一) 「基本經營」の意味するもの

二-(1)の冒頭で「家族的独立小農經營」と「基本經營」が同義のごとく記したが、二つの概念は全く同じではない。橋はこれら用語を明確に区別して用いていないが、その真意において両者は峻別され、また峻別されねばならない。

「家族的独立小農經營」(以下「小農經營」と略記)は先行の著述でも論じており、各々の名称は多少異なるが、いずれも同じ内容の經營(家族員六、労働力二、役牛一、水田六反、畠六反)で米・麦類・大豆・煙草・繭を販売する。<sup>(36)</sup>

橋は「日本農家の経済状態がどんなものであるかを実例によつて示すため、收支細目を偶々記帳している先述の愛郷会会

員の經營(茨城県那珂郡瓜連村、家族員七、労働力三、水田五反五畝、畠八反五畝)の例解を試みた。それによればこの經營は「地方切っての」「頗るの精農家で自作農としては地方の代表者格の者」である。しかるに昭和二～五年度の收支をみると

「実際に働く、しかもその収支の実質に至っては常に借金が増して行く現状」(『本義』)にある。そして橋はこの現実の農家の認識から更に進んで「資本主義の破農性又は背土性の全体觀を実証的に把握せようと企てゝ」(『農村学』)、換言すれば農家經濟窮迫の一一般化を説くために「日本農家としても典型的なもの」を設定した。それが「小農經營」である。

ではいかにして「小農經營」を抽出するのか。先ず統計の平均数値である。「日本の平均一戸当りの人員は五人半といふ事が統計的に示されておる。そして一戸当りの平均耕地面積は一町九畝約一町一反、農業人口一人当り耕地面積二反五歩といふ所である。そしてその労力は主人一人、主婦一人が持つ所のものを見て中心、主体を形造つておる。で、最もかゝる農家が普遍的であり、従つて、かかる農家を我々の此の場合に於ける解剖の対象となし得る事は異議なくてすむ筈である。そして又此の場合に於ける目的的には、かゝる日本農家の代表的なものを以てして充分である」(『建国』)。かくて家族員一戸六人、耕作反別一人当たり二反として「標準化された農家」を設定で

第10表 畜産物=販売価額=第一収入( $R_1$ )

		数 量	価格(円)	指 数
乳牛	牛 乳 獣	50石 2.5頭	500.00 51.00	46.8 4.8
	肉 牛	1頭 0.7頭	27.00 13.70	2.5 1.3
豚	成 豚	6頭	144.00	13.5
	仔 豚	10頭	50.00	4.7
計			591.70	55.4
鶏	卵 鶏	6,000コ 25羽	150.00 25.00	14.0 2.3
	肉 鶏		175.00	16.3
養蚕	ま ゆ	43貫	107.50	10.0
	計		1,068.20	100.0

甚だしく小なる面積を有するものと大小不定、万別の差を有するものを平均したといふが如き性質のものでは少しもなかつたといふ一事である。そして、耕地面積についてもこの標準は実際的に見て、日本農家はこの標準化された耕地面積を上下するのに大したへだよりは示しておらん」(『建国』)——こうして「始めて我々の研究の実験室的用意がほゞ整へられた」のである。

「基本經營」はこの「小農經營」の破滅——更にいえば日本農業の危機——を救済する合理的經營なのである。両者を較べると、家族員・労働力・役畜保有は共通するが、「基本經營」は、畑作經營で、經營面積は四反多く、「綜合畜産部門」を付加して耕種生産を全く自給化し、商品生産の主軸を畜産に置きその拡大と強化を図つてゐる<sup>(37)</sup>。

一つの実例としての県下の精農經營の個別的な現実性は、「小農經營」において普遍的現実性となつて反映し、更に「基本經營」の構想の現実性に接続・発展していくのである。

農家経済を標準化する事が出来る」、それは「決して現実に存在せるものではない。仮設的なものである。しかし決して根拠のない架空なものでは勿論ない」(『本質』)。例えば耕地規模について言えば、「大体に於て同じ労力を有する農家は大体同じ耕地面積を耕作しつゝあるものであったのである。上の耕地面積の平均化された数字は、甚だしく大なる面積を有するものと、

耕地面積を耕作しつゝあるものであったのである。上の耕地面積による。

〔収入〕 第一〇表。前述のごとく商品生産は畜産部面につい

基本經營の存立と存続の可否は終局的には經營収支状態の如何による。

## (二) 経営収支

について言えば、「大体に於て同じ労力を有する農家は大体同じ

てのみ行なわれる。その理由を記して——「畑地單耕の場合に於ける市場生産は、価値高く且、運搬に便なる商品に集中せねばならん。かかる根本義によりてその方針を確立せんとする時、畜産に集中せねばならん事は極めて明瞭である。これ即

〔支出〕 第一一一表、第一一二表。「第一生産費」( $P_1$ )は「普通直接生産費と称せられ」る、「經營に直接必要な費用」である。「流動資本」(肥料・飼料の購入費、蚕種代)と「固定

第11-2表 第二生産費( $P_2$ )

	費 目	価額(円)
耕 種	耕 種	2,366.97
畜 牛	畜 牛	1,286.56
養 豚	養 豚	131.20
養 鷄	養 鷄	158.20
養 蚕	養 蚕	207.39
借 入 資 金	計	4,150.32
返 還 金	⑧	466.91
	⑥	258.44
	負担金⑨	72.00
	⑧+⑨	538.91
	⑥+⑨	330.44

- 注 1. 耕種のうち土地資本費は反当 100 円として計算。  
 2. ⑧は農工銀行からの借入。  
 ⑨は自作農創設資金利用。  
 3. 本表については本文注(38)参照。

ち本基本型に於て、いづれも販売物は畜産品に限れる所以である。……かくて我々の到達確立せねばならん具体的方針は、あくまで畜牛を中心におく畜産生産の最も有機組織的なものを採用せねばならないことになる。畜産物から自給の牛乳・鶏卵を控除した部分が販売額で、これを「第一収入」( $R_1$ )と称している。畜牛収入は収入総額の五五・四%を占める。

第11-1表 第一生産費( $P_1$ )

	費 目	価額(円)
耕 種	肥 料	38.17
	固定資本費	16.28 6.00 22.28
	建 物	10.76
畜 牛	脱 穀 費	4.42
	(計)	75.63
畜 牛	飼 料	148.56
	諸 道 具	2.88
	建 物・設備	9.48
	種付料等	25.00
	(計)	185.92
養 豚	飼 料	44.20
	諸 道 具	1.00
	畜舍・設備	3.50
	種付料	6.00
	(計)	54.70
養 鷄	飼 料	38.20
	諸 道 具	1.00
	鷄 舍	3.50
	(計)	42.70
養 蚕	蚕 種	7.39
	蚕室・蚕具	8.60
	補温・消毒	7.00
	(計)	22.99
	総 計	381.94

注. 固定資本費

- ①は10年間、②は5年間で減価償却。  
 ③は1年で更新。  
 ④は原価の1.6%を減価額とする。

III.  $R_3 - L = \text{農家余剩} (S_r)$ 

(a) .....(一) 118.83  
 (b) ..... 89.64

第12表 生計費(L)		額
目	価	円
費	46.58	
食 燃 被 什 住	15.60 24.00 12.00 84.00	182.18
料 服 器 居		
計		
第一生活費		
第二生活費		
教 交 そ の 計	24.00 24.00 36.00 84.00	
育 際 他		
總 計	266.18	

資本」（諸道具・建物等の諸施設）の減価償却費および修繕費、わいに恒常的な支出（脱穀費、獸医費等）からなる。

「第一生産費」( $P_2$ )は「農家の社会的生産費とも称す可也」間接生産費」、すなわち「社会的諸失費、あるいは社会經濟的生産費」であつて、借入金年賦償還金および諸負担金（地租・戸数割・附加税・公課等）である。基本經營は「土地資本等一切を借入資金によつて調達して經營に當る」建前をとり、借入先是農工銀行（年利八分、一五ヵ年賦）もしくは自作農創設資金（年利三分五厘、二三ヵ年賦）<sup>(38)</sup>。

「生計費」第11表。(L)は「第一生産費」と「第一生活費」

からなる。以上に基づいて著者は左の計算を行なう。<sup>(39)</sup>

$$\begin{aligned} I. R_1 - P_1 &= 「第二収入」(R_2) \dots \dots \dots 686.26 円 \\ II. R_2 - P_2 &= 「第三収入」(R_3) \end{aligned}$$

- (a) 農工銀行より借入の場合.....147.35
- (b) 自作農創設資金利用.....355.82

右が著者の説明する收支事情の要点であるが、補足的に數言を費やせば、自家労働および自給肥料は計算から全く除外し、農外收入は当初から考へない。また組合組織を前提にする項目がある。すなわち乳価は基本經營が販売組合に売る原料牛乳の価格であり、脱穀は機械利用組合による石油脱穀機を用ひての作業であつて、その一匹当たりの支出である。經營資金は信用組合を通じて調達する。消費組合からの肥料（魚粕）・飼料（大豆粕・米糠等）もとに生活費目のうち食費・被服費・器什費に該当する品目を購入する。

小農經營の收支事情を視野に入れて基本經營を見よう。  
小農經營では自作・小作ともに經營収支はマイナスとなる。  
橋の表現をもつて語れば、

自作農——「我々は驚くべき結果に到達した（収支結果は五七二円余のマイナス——引用者、以下括弧内同断）。即ち一反当り四七円七一銭の欠損をまねく。これがやめ合せるためには明かにのまづ食はずでかせがねはならん。（これがして土地購入資金を完済するため）一五年間働きぬいた後、幸にして鉄の如く頑健なる身体の持主なりとして、この農家は（漸く）土地資

本費より解放されるであらう。（その時には）即ちマイナス五七二円なるものから（毎年の償還金である）四八九円だけ解放される。よつて差引マイナス七四円と云ふ事になる。（この金額は）丁度負担に當る。即ち此農家が年々五二八円の生計費を以て暮してゆくためには土地資本費と負担より解放されなくてはならない事が窺はれるであらう」（『農村学』）。

小作農——「三一〇円二三錢の欠損を來している。今これをおぎなはんためには彼は第二生産費（負担金十小作料）の三一円六五錢から解放されなくてはならないか、然らずんばその生計費五二八円からこれをしぶり出さねばならないのである。今後者よりしぶり出すとせば差引二二七円七八錢となる。これ以て生計せねばならんのであって、（一人当たり）一ヶ年三六円二九錢、一ヶ月約三円、一日約十錢と云ふことになる。我が小作農のこの基本型なるものは實に十錢を以て酒ものめば煙草もやかさねばならん。子を医者にもかけ、教育もせねばならんのである」（『農村学』<sup>(40)</sup>）。

ところで、「我々の解剖台にのせられた農家は典型的に堅実な精農」であり、その「経済的能力は實際にそのまま持ち来るべくあまりに優秀」である。けだし「作付は日本の精農中の精農にして始めて可能なる」「極大的作付」を前提し、反当収穫高も一般農家より高く見積り、こうして「收入に対し極大的な

好条件を与へて」いるからである。にも拘わらず橘は小農經營のミゼラブルな生活、いな生活の否定を語らねばならない。彼はいう、「今申上げた（事例）は最上級の上で絶対多数はとてもこんなものではない」、「要するに日本農民の絶対大多数は人間らしい物質的生活をいまだ許されてはゐないのである」。

現実の農家の絶対多数は果たして橘の断定する如き状態にあらゆる。茨城県農会『農家経済調査』によれば、大正一一昭和二年の六年間の累計では經營収支に余剰あるもの三九戸、不足あるもの一五戸を算して<sup>(41)</sup>、この立言を否定するごとくである。しかし昭和二年度につき、同調査が余剰ありとする農家の収支を小農經營の計算様式に従つて試みると、一転してマイナスとなり、農外収入を考慮した時に余剰を見ることがわかる。基本經營・小農經營では農外収入を度外視している。小農經營のミゼラブルを解決しうる一つの方法は農外収入なのである。しかしこの意味での農外収入を持たねばならない經營は本来の農業經營ではない。基本經營の提示の意義は、それが農業經營の本然の姿を取り戻すための經營体であるという点にもあらう。

小農經營の先の事例において橘は第二生産費の重圧の有様を語つたが、更に言を續いで、「以上の結果によつて明かにされ得たと信ずるが、かくの如き農家経済の資本主義的計算は常にその結果が若干の、そして莫大なる、マイナスに終らねばなら

ん性質のものである。そして此經濟に於て著者が云ふ所の社会経済的諸失費が如何なる決定的要素のものであるかを学び知つたであらうと思はれる。若しこれに農業經濟上の唯一最大の生産消耗品たる肥料を加へたならば到底この經濟は成立し得べきもないのである」（『農村学』）と記している。借入金の償還額をそのまま計上すれば經營収支の結果がどうなるかは当初から明らかなのである。「土地資本利子の如きものを見積る事はそもそもまちがつておるといふわけだ。で我々はこんな事はよす」（『本質』）。かくしてそれに代わって「日本農家の平均負債額」（一千円）に対する元利償還額を置いた。

第二生産費の重圧とは、いうまでもなく直接的には貸付利率が高いということである。負債農家の「八割以上が平均一割の高利を以て借りてゐる事実」（『本質』）の裡にあつては、「こ

で融資先に仮定している農工銀行の貸付利子率は低く、「農家の受け得る融資としては最上の条件」である。しかしこの最上の条件においてさえ小農經營は余剰を残さない。「資本主義的採算は農家に対しても不可能だといふ事なのだ。つまり、目下の農家は、資本主義社会の域外におっぱり出されねばならんといふ事なのだ」。だから「現実に於ける農工銀行は農民金融機關もそちやない」。基本經營においても農工銀行からの借入りれば収支が引き合わず、自作農創設資金によつて辛うじて余剰を

みるのである。従つて基本經營は農工銀行から融資を受ける限りあのミゼラブルな小農經營と差したる距りはなく、またそこにあることなく、利子率の高低は単なる經營余剰の多寡の問題ではなくて經營の存立を左右するのである。

資金の総てを借り入れるとする基本經營の前提は、「資本主義的計算」を試みるためだけではなく、この經營がこれから創出されねばならないという要請からでもあるといえる。では土地購入資金だけを農工銀行に求めるとする、どの程度の償還率ならば資金借り入れの重圧を緩和できるか。

橋の小農經營の稻作についての計算では、払うる元利均等償還率は現実のそれの約四分の一、三〇年賦とする時は約三分の一である。耕地価格からみると、二一年賦とした時払うる価格より現実のそれは二・五倍も高い。この事態の下で適正な利子率・償還率を問題にすることは、従つて実行上殆ど無意味に類するといえる。一般的にいって、農業資本に占める土地資本（借入地の評価額を含む）の割合は大きい。例えばA經營六八・九%、B經營六〇%、県農会調査（昭和二年度）では自作六七・三%、自小作七七・五%、小作農九一・一%となる。それ故土地購入資金を借り入れての農業經營の創出は——また經營の拡大も——至難な事業である。

橋は第二生産費を「社会的失費」と表現した。その意味はこ

の生産費部分が小農経営を破滅に追いやる程の価額であり、またそれ程に利子率が高いという点にある。そして彼はここに日本農業の本質（封建性）——そこから失業問題も発生する——をみている。すなわちいう、「かくて学び知られなくてならぬことは日本に於ける上の如き耕地の売買価格なるものは決して農家価格ではないのである。それは全く金力的占有価格である。……始めてかくの如く社会経済的圧迫のたへがたきもの、下敷きとなつてをる農民があつたのである。そして都市に失業者があふれる。そしてかくの如き社会経済的圧迫は歴史社会中より生れたる封建性による所のものであつて、それは生産手段の革命的進歩の中から生れ出たものでは少しもなかつたのである」（『農村学』）。

注(36) 『農村学』二六八、二七二、『本義』六六、『本質』二一八、『建国』一二四、一二九頁参照。「家族的独立小農」「夫婦共稼ぎの農家」等と称している。

(37) 『農村学』では「基本型農業經營体」（基本型とはここでは△典型として設定される△）という意）を「在来經營」と「畜産を以つて合理化された經營」（乳牛二、鶏五〇）にわけ比較している。後者は経費に彈力性があり、余剰を残し、労働配分が均衡していることを指摘する。「基本經營」の素型といえよう。

(38) 原本には何故か掲示の数値や計算結果に誤りが多い。

例えば借入資金総額は第一一一一表の値より二〇〇円余も少ない。また農工銀行に対する元利均等年賦償還率は一一・六八二%となるが原本では一一・三五%としており、償還額に約一八円の差がある。ここでは原本の率によつて計算した。自作農創設維持補助規則（農林省令、大正一五年五月）による貸付利率は年三分五厘以下、据置期間は一年以内、償還期間は一年を下らず、元金利息を併せて毎期同一金額を償還する（第六条九号、一〇号）。基本經營は貸付の年は据置として次年度から償還する方法をとつてゐる。これによると償還金率は六・二二七%となるが（沢村康『小作法と自作農創定法』六四三頁参照）、原本では一四四円を計上して一〇〇円余も少ない。

このようないずれの誤りはすべて訂正して考察を進めたが、その結果は、農工銀行借入で一四六円、自作農創設資金利用で四七三円の余剰ができるという原本の指摘、すなわち基本經營の卓越性の論証、は得られない。

(39) 『農村学』二七三～二八四、『本義』六六～六八、『本質』一二一～一二八、『建国』一三四頁の計算例参照。土地購入資金を農工銀行から借り入れるものと前提し、計算方式の考え方は基本經營と同じ。価格等の数値は県下の時価あるいは統計書から採取している。

(40) 小農經營についての詳しい記述は、『農村学』以外

に『本義』六八、『本質』一二八～一二九、『建国』一三四～一三六頁参照。

(41) 茨城県農会『昭和二年度農家經濟調査』(昭和四年七月)、五一～五二頁より算出。但し支出に關する臨時費を除く。

(42) 吉田村には金錢貸付業三戸があり、その貸付利率は一割二分五厘である。同村役場は「勧業銀行又ハ農工銀行等ヨリ低利ノ資本ヲ生産業ニ使用スルノ便益ヲ拓」くことを奨励している(『吉田村是』六四、一二三頁参照)。

(43) 従つて自作農創設資金は注目すべきものとなる(別の観点から一識者は記す、「貸付利率を年三分五厘とすることは我国の事情に於ては極めて低利であつて、何人も異論無きところと思ふ」—前注(38)沢村同書六四二頁)。しかし橘がこの点につき何ら闇説していないのは、恐らく計算の誤りに由来する彼にとっての明白な基本經營の優越性(前注(38)参照)の認識からであろう。

(44) 『農村学』二九〇～二九一頁参照。なお他の事例の支払いの利子率を試算すると、小農經營の大麦作で三厘六毛、A經營で八分九厘一毛、吉田村大麦作で一分七厘。このうちA經營のみが自作農創設資金の利子率に耐えられる。また基本經營は八分三厘三毛となる(第一三表)。

#### 四、「理想部落」の形成とその論理

##### (一) 各種の部落協同組合

「基本經營」は単独の孤立する存在では意味をなさず、それらは部落組織すなわち「理想部落」を形成しなければならない。「この人格的調和共同社会的理想的部落組織の単細胞は実に家族的独立小農にして、この家族的独立小農はじめてこの理想部落中に於て真に家族的独立小農たり得るものであると同時に、これに理想部落中に於て經濟組織化を与ふると同時に理想部落の部落經濟組織の母体をなすものは實に部落的協同組合である。かくて理想部落組合起る。部落は三〇戸の基本經營からなる五種の協同組合を結成する。

(1) 機械利用組合——組合所有の主要農機具は前記した。九つの作業に当たる。①脱穀(陸稻・大小麦、作業は三戸一組)②粋搗③精米④精麦⑤平麦(以上は自家食料調整)⑥大豆粕削(施肥調整)⑦製粉(パン食)⑧碎穀⑨エンシレージカッター(家畜飼料準備)。「組合農業に於ける個々の農業を、在來法の下に行ふことそれ自身がすでに不可能である」。機械を動力化したこれらの共同作業は、それらが個別の手作業に委ねられる場合に比して著しく高能率であり、かつ経費を縮減する(第一三表)。組合維持費として各戸は年間一二円を出資する。

第13表 組合共同作業の能率と利益金

作業	所要労働日		能率 (A)/(B)	組合利益金
	(A)個別・人力	(B)共同・動力		
脱穀	陸稻(4反)	6	1/3	18
	大麦(5.5反)	11	2/3	16.5
	小麦(4反)	6	1/3	18
計				760
穀精	摺米			133
精麦および平麦				90
大豆粕	削粉			148
製碎	穀			588
計				540
1戸当たり				804
総計				3,063
1戸当たり				102

注 組合利益金(30戸)は、各経営での個別の作業に比べて共同作業によってえられる経費の減少。

- (2) 販売組合——三部からなる。
- 1 畜牛部——「初め一頭三百五十円のもの二頭を組合員に貸付け、組合員は十五年後に至って始めてそれを自己の完全なる所有となし得るものとする。そして三年後に至って乃至四の牝牛を保たしむるやうにする」。組合員の生産乳は共同搾乳所(冷却器・濾過機等を備える)・共同処理所(冷蔵庫・消毒設備等を備える)・ミルクプランを設け「能ふ限り全乳として売却する方針をとり、残余のものはバターとする」。この部の下に配達部・バター製造部・経理部がある。
- 配達部(販売所二ヵ所、主任二名、配達係一〇名)は集乳と販売に当たる。組合員からの生乳の買入価格は一合一錢あるいは八厘、市乳の配達小売価格は一合四錢、卸売は一錢六厘。バター製造費は「一斤に対し二錢位を出ない程度にとめたくではない」。一斤一円で販売して二三錢の利益をうる。
- 2 養豚部——簡易屠場・副産物処理場・組合売店を設け、販売部(書記・配達係三名)を置く。
- 3 養鶏部——鶏卵集配所・販売所を置き、集乳人夫一名、配達係一名がいる。鶏卵一個平均二錢五厘で組合員から買入れ、それを配達付きで三錢五厘・四錢で売る。鶏卵も販売する。
- (3) 消費組合——市場より、肥料・飼料は一割五分、生活

必需品は二割廉く購入できる。

(4) 信用組合——「現実に於てはもとより自己自足の孤立的なる経済は夢もべくもない。殊に土地資本等一切を借入資金によつて調達して經營に当らざるべからざるを以て原則となす場合に於其の償却金準備に全力を擧げて戦はざるべからず。從つて市場生産に全力を注がねばならない。かくの如き現状に置かれたる農家に取て最も恐るべき事柄は金融難の内部的圧迫と金融資本力の外部的圧迫である。どうしてもこの金融的不安定状態より農家を保全せねばならない。そして其の目的を達成するものは信用組合の任務であらねばならない」。組合員の出資額は二口（一口は五〇円）。「貸出し、預り利率は普通行はれてをるものに準ず」。無担保の「人格本位貸付法」を探り、限度は一人五〇〇円。「貸出しの目的はこれを極めて少狭なる範囲に止める。農具、肥料購入、其他生産上の改良。土地購入は含まぬ。本組合員は自ら耕し得る以上の土地を有する必要なればである」。

(5) 共済組合——理想部落では「意を最も共済事業に用ひざるべからざるや論なし。本事業を欠きて完き理想部落なし。本組合共済事業に當つては消極の方針より積極の方針をとるべきものとする。医療の給付は勿論、やがて教育も娯楽も共済事業によって完全にはたすが如き域に達するを以て目的とせざるべからざるや論なし」。

るべからず」。

(1) 医療——診療所（医者一名、看護婦二名）を置き、自動車一台を配す。医療費として共済組合は無利子無担保で一人一日二〇銭を貸し付ける。

(2) 冠婚葬祭——「最も恐るべき負担を排除し最も忌むべき旧習を打破せねばならないとしたなら先に冠婚葬祭の事を片付けなくてはならない。このために組合に於ては組合事務所に組合会堂を設け冠婚葬祭の一切の儀式及費用を組合に於て認めたる形式に限定するものとする。この費用に対する半分の貸出しを共済組合である。貸出し金に対しても低利の利子を徴し、其の他の適当なる条件を付するものとする」。

(3) 教育——「組合員の子弟を如何に教育すべきやは最重大問題にして、理想部落の興亡はかかるてその教育にありといふべし」。生徒一人当たり年額五〇円の貸し付けを受けうるものとして三〇戸で一〇人と予想して五〇〇円。「これだけを無利子にて貸出すものとする。可能なり。特派生として特にある技術を学ばんとするものは組合より大学へ派遣す。その費用は組合で出す。但し卒業後は組合の仕事をはたすの義務を有す」。

(4) 娯楽——「運動場、劇場等を次第にたてる。いづれも共済組合の資金を運用。只今如何なる規模なるやを論ずるの要なしお。但し最も芸術趣味の普及に力を入るべきや論なし」。

第14表 協同組合経営収支

(単位：円)

	収入	支出	収支結果	(A) 固定資本 借入金(%)	(B) 返年 済賦金	(B)/(A) (%)	
機械利用組合	510	335	175	3,325( 9.9 )	238	7.17	
販売組合	畜牛部 養豚部 養鶏部 小計	26,350 11,466 7,530 45,346	16,957 9,251 5,947 32,155	9,393 2,215 1,583 13,191	21,025(62.6) 2,695( 8.0 ) 560( 1.7 ) 24,280(72.3) 6,000(17.7)	2,390 391 62 2,843 675	11.37 14.50 11.07 11.71 11.25
共済組合	計	45,856	32,490	13,366	33,605( 100 )	3,756	11.18

注 1. 機械利用組合の収入は組合維持費+諸利益金（機械使用料、削り賣など）。

支出は年賦金+修繕費（原価×1.5%）+償却費（原価×2.0%）。

2. 共済組合の借入金は医療施設のため。

3. 支出額には返済年賦金を加算。

理想部落の成立には計数上についての若干の問題があることを指摘しなければならない。

第一は組合基金についてである。まず調達は「理想部落建設費一切は他よりその資金を借入るものとする。今かりに五分利つき十五ヶ年賦償却法によって借入したるものとする。勿論組合に於て借受け更に組合員に再度貸付を行ふものとする」。いま原本が挙げる三つの組合の固定資本借入額とそれに對する返済年賦をみよう（第一四表）。年賦償還率は統一していないが、平均一割一分一厘余で農工銀行の貸付利率にほぼ相当する。販売組合、なんんなく畜牛部、の借入金が最も多い。従つて年賦額も多いが、それを支出に計上しても経営収支は余剰を残すので、二年目からは蓄積が可能である。共済組合の医療には薬代が収入の形をとるが、実費だから収益とはならない。一方同組合は医療・冠婚葬祭（七五円の貸し付けを予定）・教育の費用の貸し付けをなし、特に教育費は多額である。共済組合の基金として「販売組合による利益の一部を天引きす」とこと、および「一人当年六円、十二円の二種」の掛金、を計画しているが、これらの資金額では共済貸付に十分の余裕をみるとほつきない。加うるに娛樂施設に要する資金も決して少ない額ではないのである。従つて共済組合は医療施設資金の外に多額の借り入れを要する。信用組合も少なくとも当初は借り入れを必要

としよう。けだし組合員出資総額三千円は組合員六名への貸し付けにしか相当ないからである。そうなると信用組合員への貸付利率の最低限は、貸付市場利率を割ることはできず、信用組合利用の利点を著しく削ぐことになる。

理想部落協同組合基金の調達・蓄積および運営にはなお重大な課題が残されている。

第二は組合員の出資についてである。基本經營の年間出資額は、一戸につき総額一二四円以上である。ところで基本經營収支は農工銀行からの借り入れではマイナスとなつた。自作農創設資金の場合八九円六四銭の余剰を得たが、しかしこれでは組合への出資はできない。たとえ最低出資額以上の余剰が生じたとしても、不時の用に備えてそこからの予備費の控除を考慮せねばならない。基本經營は拡大再生産の必要がないとしても（後述）、その出資の困難を避けるわけにはいかないのである。

第三は市場の問題である。協同組合と基本經營——両者は一体である——の存立を保証し、右にみた難点を解決するのは、終局的には商品生産物＝畜産物の有利な販売、すなわち市場の問題である。

ところが「目下の状態は農家として最も苦しむ所のものは販売」であり、特に「牛乳（の販売——引用者）に如くものとてはありません」。第一一一表によれば牛乳販売収入は畜産物

販売総額の約半ばを占める。ただしこれは一合一錢の時であり、橋は、恐らく現状の事情を念頭にしてであろう、一合〇・五錢となる場合を想定している。この時經營収支は一六円余の欠損となる。余剰をうるには〇・八錢以上でなければならぬ。このような畜産物の販路の梗塞という現実の厳しさは彼をして、經營収支に充分な成績を挙げるには「現状を以てしてはとても望めないだらうと思はれます」と言わしめている。

しかし橋は将来に多くの期待をかける。「畜産品は市場に対して、農家が提供し得る他のあらゆる生産品にまして有利に売却し得る事多く、将来販売方法の改善を俟つならばまた思半に過るものがあります。しかもまた需要者たる社会一般の人々は農家より直接供給されんことこれ最も良品を最も安価確実に得る方法として歓迎しないわけにはまゐらんのでありますして、これ實に一石二鳥の妙法といふべきものであります」。

勿論この楽観的な所見に安易によりかかるとはできない。有利な販売は市場の条件に応する販売者の手腕によるのであり、また生産者と消費者の直結を含むこれから販売方法の改善も、自ら整えられてくるのではない。慣行的な販売方法である仲買人等との取引を差し当たっての暫定的な方法として、いづれ協同組合販売機関を大都会に設けたり、消費者購買組合との直結を構想している。

ともあれ市場の開拓は前途に聳立する・主体的に取り組まねばならない・緊要な課題である。

## 〔二〕「理想部落」の論理

「理想部落とはどんなものか」（「理想部落建設案」の序説）を語る橋の文意は平明とはいひ難い。便宜上分節にして見出しを付し、原文の削除をなるべく少なくして掲示した後に、若干の敷延を試みる。

### 〔I〕全体と個との有機組織体的結合

「個々を個々として取り出して見た場合には、たとひ対立的関係に置かれたものではなく従つて何等優劣的差別はない。けれども一体に対等の立場に置かれたものであつても、個々は全体としての個々でなくてはならない。同時に全体はまた個々の全体でなくてはならない。しかし全体それ自身として見た時に、全体はある中心によつて中心づけられそれによつて整正、調和、統一されたるの全体であらねばならない。またかかる全体であつてこそよく個々のための全体であり得たのである。かかる全体に入つてこそ個々は始めて個々たり得たのである。全体を考へに入れずして考へられる個々はない。同時に個々を考合に於て全く不可分である。かかる有機組織体的結合に考へられる全体もない。要するに両者は有機組織体的結合に於て全く不可分である。かかる有機組織体的結合

称して調和共同体社会といふ」。

### 〔II〕人格主義

「かくの如き調和共同体社会に於ては何よりも先にあらねばならんのは社会組成員相互間の靈的結合である。即ち常に善意を以て相互信頼の心鏡の上に相互を見出し得るといふ事と、その精神的融合は必ずや一致團結の行動を取る。而うして相互信頼の上に精神的融合したる一団が一致團結の行動に出る中心的主動力は即ち人格そのものに外ならない。さればかくの如き調和社会に於ては何よりも先行的であらねばならんのはその組成員の人格そのものであり、且つ人格的結合そのものである」。「しかしながら神ならざる人はその人々によって自ら人格的に距離を有つてゐる。大なる人格よりひくき人格。邪にとほざかり、悪を捨て得る力、正しきにつき、善きを求むる力、その間自らなる差異あることまたまことに生きたる人間として止むべからざるものである。よつて此所に大なる人格はよりひくきものを正しきにつかしめ、善き事を結ばしむべく中心の立場に立たねばならない、指導の任につかねばならない」「かくの如き人々の人格的生活はこれを可能ならしむる社会組織の存するあって初めてその本来の面目に立ち得ると同時に、眞の調和共同体社会なるものもまたかかる人格的結合を基としてのみ可能である」。

## 〔III〕 個の確立

「而うしてかくの如き人格的結合に基盤づけられ、逆に人格的生活を基礎づけるに足る社会組織に於て、人格的精神結合の最も重大なるものは人々の社会組織中に於ける立場を確実にする事でなくではならん。即ち人々に職分を示し、且つ人々はその職分を果し得るが如く組織立てられねばならん、秩序をもたらしめねばならん。社会はそれ自身の名に於て人々に義務を負はせなくてはならない。同時に権利を確実に保護せねばならない。……かくてかくの如き調和社会に於てはこの社会的秩序と安寧を維持し確実にせんの目的のために自治体制による合議機関をもたねばならない。これ即ち調和共同体社会の政治機関なるものである。勿論かかる政治は人格中心、至上主義の上にのみ打ち立てらるものであつて、前に示せる人格的結合を抜きにして考ふべからざるものである」。

## 〔IV〕 所有・生産・協同

「上の如き社会關係を基礎背景としてのみ人間は眞に正しく、眞によく物の利用を享受し得る。物の正しき利用の前に、正しき社会があらねばならない。人格的調和社会に於てのみ物の正しき利用が可能である。而うして我が人格的調和社会に於ける一切の社会財は共同の管理の下に在る共同の所有でなくてはならない。人々の生産はただ所謂營利目的、資本蓄積のためのみ

にあるといふ如きは夢想だになし得ない。此所に於ては自利他利全く融合一致してをる。自利他利全く融合一致せるが故に勿論真に利用の無限の創造あつて、その利用はまた無限の他の人間活動を容易ならしむる原動力に転化し得る。かくの如くにして人格的調和共同体社会に於ける経済形態は家族生活を破壊する事なき所の協同形態をとるべきものである。而うして生産と分配は計画的に組織立てられてあらねばならん。同じく生産といへども原料生産と加工生産の一切も組織的に計画づけられてあらねばならん」。

## 〔V〕 「上に説き示されたる人格的調和共同体社会の農村部落的なるものこれを称して理想部落といふ」。

以上が橋の論理である。単細胞たる基本經營の集積が作りなす有機体としての理想部落は、人格を基底とする社会的単位体であり、その機能は單細胞の共同生活となつて現われ、またそれは人為的な「むら」であり行政村である。

〔I〕の「有機組織的結合」の思想、すなわち有機的世界觀が彼の論理の中軸にある。この思想に立つて、日常的・具体的な眼前にある個の存在（事物のみならず觀念も）が全体的（個を超えた社会的）なものとして、またその構成単位として把握され、個は見えざる・触れざる・超体験的な全体に牽連するのであり、かつまた全体という有機的存在・活動は個の一存

在・活動に浸透・収斂していると理解されるのである。「Ⅱ」で論ずる人格もこの思想の自覚によつて把握される精神の形相である。「人格の至上なる所以……それは人が一人ならずして、全体中の一人たるを發見したるときには感知したるときにはじまる精神生活を基礎としてのみ考へられる事柄である」。

人格が「調和共同体社会」の基礎となつてゐることは、最も端的に信用組合・共済組合に反映している。すなわち、信用組合の貸し付けは人格を担保とするが故に物質的担保を要求しない。また心身の保全・人生の行事・生活の潤沢・余裕などの、正しき人格の実現・發揮に關係するが故に「意を最も共済事業に用ひ」、特に人格の集約的陶冶を通じて社会＝理想部落の永続をはかるが故に教育は「最重要問題にして、理想部落の興亡」が懸るものとなる。「Ⅲ」に説く指導者論は人格中心主義の觀点から、「I」に述べる「全体の中心に在る者」の内容をより具体的に示したものである。

「Ⅲ」にいう「職分」については既述の經營内分業＝技術的分業が想起されよう。しかし職分の発想はここにどまらない。

そこには個の確立をめざす職分（およびそれに伴う義務・権利）が「計画的に組織立てられ」（「IV」）ことによつて社会的分業にまで展開していく論理がある。「IV」は「III」に説く個の確立を実現するための基本指針でもある。

「IV」で「一切の社会財は共同の管理の下に在る共同の所有でなくてはならない」とあるが、この文言を字義通りに解すれば、これまで考察してきた基本經營と協同組合の実態と明らかに矛盾する。けだし生産過程における前者の個別的労働過程・個別的所有と流通過程における後者の共同的労働過程・共同所有が併存するからであり、また乳牛も貸し付け一五年後には組合員の「完全なる所有」とすることが提案されているからである。ところで他方橘は理想部落の協同形態は家族生活（家族的小農經營たる基本經營）を破壊してはならないと論じている。すなわち、全体的なものが個別的なものを無条件に圧倒し去るのでなく、有機組織体的結合とはまさにこのような全体と個とのかかわりの限定をもつ結合に外ならず、その結合によつて「調和共同体社会」（「I」）となるのである。それ故に先の文言は、共同管理の下で私有財といえども共同の意義を与えられる、と解すべきであろう。

## 五、若干の問題

『家族的独立小農法』の考察においてなお残された問題は多い。その問題の一部分として橘が明確にしなかつた点に触れておく。

(一) 基本經營—理想部落の実現の場について。橘は基本經營

を現実に現わることのできる、また現わるべきものとして論じている。本稿で検討した「とくこの経営の内容は既存の農業経営と断絶したものではなく、いくつかの接点を持ちながら後者の發展的に変容したものとして説かれている。ところで基本経営の実現の場が差し当たり開墾地であったことは推測に難くない。その理由はいくつか挙げられる。(1) 基本経営は畑作・經營である。(2) 基本経営発想の地盤となつた著者の経営・体験は畑作開墾地におけるものであった。(3) 基本経営の齊一性、そこににおける家族構成・圃場の集中と正形、および理想部落の人格的結合などは既存の体制を脱け出たものである。(4) 著者の強調する土地価格の重圧は開墾地では相対的に弱い。 $P_2$  の試算で「土地資本費」に反当一〇〇円を計上するが(第一一一一表)、この地価は昭和三年の茨城県下烟売買価格(一九二円)以下である。<sup>(45)</sup> (5) 著者は開墾の可能性を論じていて、すなはち、「日本は山岳国で耕地がこれ以上出来ない」とする俗説は謬見であつて、この現象は耕地面積決定の原則による必然的な結果であるから、開拓の余地はまだ充分にある、<sup>(46)</sup> と。なお橘のこの見解は次記の(3)に述べる基本経営の増殖と関連する。

(1) 型について。「日本農業が水田主穀農業である事は誰も知れる通りである」、「日本農業に於て畜産は無いと申しても過言ではない」(『建国』)。この一般的な事情からみれば、「畑地

単耕合理的な総合農法」を技術的根拠とする有畜經營たる基本經營は現実から乖離しており、また乖離するが故に革新的な意味を持つのである。だが水田に基礎を置く既存の經營はいかに変容されねばならないかの問題は依然として残つてゐる。この解答の鍵は基本經營すなわち「基本的独立小農經營型」を「型」として理解することであろう。すなわち基本經營の具体像はそのものとしては局地的な適用性があるにすぎない。しかしその具体的な内容が包含している論理(家族・有畜・自給基調・小農經營、および理想部落結成)は一般的妥当性を持つものであるから、この論理の上に別種の經營の具体像——例えば水田農耕に適合する——が改めて設定さるべきだとする理解である。この意味で橘の構想は未完であったといえよう。

(2) 基本経営の増加について。基本経営の内部における動態要因の一つは家族員の増加である。この「人口増加に對しては、組合が理想部落建設拡大組合を組織してそこに組合員を移植するものとする」。基本經營は決して拡大再生産をばかり規模を拡大することなく、「農地の自然的大きさ」を固守して自ら耕し得る以上の耕地を所有しない。それぞの經營が拡大再生産の軌道に乗ることによつては農業は永続できない、單細胞分裂による基本經營の増殖によつてのみ、またそれらの理想部落の建設によってのみ農業の永続が保証される。

右の言及と関連して問題が派生してくる。例えば昭和期農業・農政の展開のなかで持つ基本經營の意義（農村更生運動との関連）、あるいは農業經營の変貌と基本經營における論理とのつながり、等々である。このうち、基本經營—理想部落の構想の底にある橋孝三郎の農本主義思想の構造についての問題を次の機会に改めて考えてみたい。

注(45) 那須皓『日本農業論』一二九～一三二頁掲載の「府県別畠反当収量並に反当価格」表参照。この表は『農村学』二四六～二四八頁に転載してある。

(46) 『建国』六八～六九、七四～七五頁参照。なお橋は農家の二、三男対策として開墾移住を考えていたといふ（昆貞『五・一五事件と愛郷塾の全貌』、一五三～一五四頁参照）。